

障害等級

等級	身体上の障害	等級	身体上の障害
第1級	1 両眼が失明したもの	第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの
	2 聴覚及び言語の機能を失ったもの		2 一級の視力が0.06以下になったもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を生じ、常に介護を要するもの		3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変位を認めるもの
	4 四肢関節部の機能に著しい障害を生じ、常に介護を要するもの		4 両眼のまぶたに著しい欠損を生じたもの
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの		5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を生じたもの
	6 両上肢の指を全失したもの		6 聴覚及び言語の機能を障害を受けたもの
	7 両下肢を肘関節以上で失ったもの		7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの
	8 両下肢の指を全失したもの		8 一耳の聴力が両耳に比し1/3以上劣る程度に達し、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することが困難である程度になったもの
第2級	1 一級が失明し、他眼の視力が0.03以下になったもの	第10級	1 一級の視力が1/3以下になったもの
	2 両眼の視力が0.03以下になったもの		2 三度眼で視覚を失ったもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を生じ、時時介護を要するもの		3 聴覚又は言語の機能を二障害を受けたもの
	4 四肢関節部の機能に著しい障害を生じ、時時介護を要するもの		4 十指以上に計、骨科損傷を加えたもの
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの		5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することが困難である程度になったもの
第3級	1 一級が失明し、他眼の視力が0.05以下になったもの	第11級	1 一級の視力が1/3以下になったもの
	2 聴覚又は言語の機能を失ったもの		2 両眼のまぶたに著しい欠損を生じたもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を生じ、時時介護を要するもの		3 一級のまぶたに著しい欠損を生じたもの
	4 四肢関節部の機能に著しい障害を生じ、時時介護を要するもの		4 十指以上に計、骨科損傷を加えたもの
	5 両手の手指の全部を失ったもの		5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を理解することができない程度になったもの
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	第12級	1 一級の視力が0.06以下になったもの
	2 聴覚及び言語の機能を失ったもの		2 両眼のまぶたに著しい欠損を生じたもの
	3 両手の手指を全失したもの		3 七歳以上に計、骨科損傷を加えたもの
	4 一上肢を肘関節以上で失ったもの		4 一耳の聴力が両耳に比し1/3以上劣る程度に達し、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの
	5 一上肢を肘関節以上で失ったもの		5 聴覚、視覚、聴覚、両耳又は片側等に著しい欠損を生じたもの
	6 両手の手指の全部を失ったもの		6 一上肢の三大関節中の一関節の機能を失ったもの
	7 両足趾をメタatarsal関節以上で失ったもの		7 両足趾をメタatarsal関節以上で失ったもの
第5級	1 一級が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	第13級	1 一級の視力が0.1以下になったもの
	2 聴覚又は言語の機能を失ったもの		2 正視視力以外で視覚を失ったもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を生じ、特に軽易な労務以外の労務に就くことができないもの		3 一部に半盲症、視野狭窄又は視野変位を認めるもの
	4 四肢関節部の機能に著しい障害を生じ、特に軽易な労務以外の労務に就くことができないもの		4 両眼のまぶたの一部に欠損を生じ、又はまぶたにはけを生じたもの
	5 一上肢を肘関節以上で失ったもの		5 五歳以上に計、骨科損傷を加えたもの
	6 一上肢を肘関節以上で失ったもの		6 四肢関節部の機能に障害を受けたもの
	7 一上肢の指を全失したもの		7 一手指の指を全失したもの
	8 両足の足指の全部を失ったもの		8 一手指の指を全失したもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	第14級	1 一級のまぶたの一部に欠損を生じ、又はまぶたにはけを生じたもの
	2 聴覚又は言語の機能を失ったもの		2 三歳以上に計、骨科損傷を加えたもの
	3 両眼の視力が著しく低下し、他眼の視力が0.05以下の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの		3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を理解することができない程度になったもの
	4 一耳の聴力が著しく低下し、他耳の聴力が0.5メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの		4 上肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	5 労務に著しい障害を生じ、又は運動機能を失ったもの		5 下肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能を失ったもの		6 一手指の指を全失したもの
	7 一上肢の三大関節中の一関節の機能を失ったもの		7 一手指の指を全失したもの
	8 一手指の指を全失したもの		8 一手指の指を全失したもの
第7級	1 一級が失明し、他眼の視力が0.4以下になったもの	第15級	1 一級のまぶたの一部に欠損を生じ、又はまぶたにはけを生じたもの
	2 両耳の聴力が0.5メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの		2 三歳以上に計、骨科損傷を加えたもの
	3 一級の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの		3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の音声を理解することができない程度になったもの
	4 神経系統の機能又は精神に障害を生じ、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの		4 上肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	5 四肢関節部の機能に障害を生じ、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの		5 下肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	6 一手指の指を全失したもの又は母指以外の三手指の指を全失したもの		6 一手指の指を全失したもの
	7 一手指の指を全失したもの又は母指以外の三手指の指を全失したもの		7 一手指の指を全失したもの
	8 一足趾をメタatarsal関節以上で失ったもの		8 一手指の指を全失したもの
	9 一上肢に欠損を生じ、著しい障害を生じたもの		8 一手指の指を全失したもの
	10 一上肢に欠損を生じ、著しい障害を生じたもの		9 一手指の指を全失したもの
	11 両足の足指の全部を失ったもの		9 一手指の指を全失したもの
	12 女子の外陰に著しい欠損を生じたもの		10 一手指の指を全失したもの
	13 両眼のまぶたを全失したもの		11 一手指の指を全失したもの
第8級	1 一級が失明し、又は一級の視力が0.04以下になったもの	第16級	1 一級のまぶたの一部に欠損を生じ、又はまぶたにはけを生じたもの
	2 労務に著しい障害を生じたもの		2 三歳以上に計、骨科損傷を加えたもの
	3 一手指の指を全失したもの又は母指以外の三手指の指を全失したもの		3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を理解することができない程度になったもの
	4 一手指の指を全失したもの又は母指以外の三手指の指を全失したもの		4 上肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	5 一手指の指を全失したもの又は母指以外の三手指の指を全失したもの		5 下肢の指を欠損してのりらの大きさの動かし難さを生じたもの
	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能を失ったもの		6 一手指の指を全失したもの
	7 一上肢の三大関節中の一関節の機能を失ったもの		7 一手指の指を全失したもの
	8 一上肢に欠損を生じたもの		7 一手指の指を全失したもの
	9 一上肢に欠損を生じたもの		8 一手指の指を全失したもの
	10 一上肢に欠損を生じたもの		8 一手指の指を全失したもの
	11 一手指の指を全失したもの		9 一手指の指を全失したもの
	12 一手指の指を全失したもの		9 一手指の指を全失したもの
	13 一手指の指を全失したもの		10 一手指の指を全失したもの
	14 一手指の指を全失したもの		10 一手指の指を全失したもの
	15 一手指の指を全失したもの		11 一手指の指を全失したもの
	16 一手指の指を全失したもの		11 一手指の指を全失したもの



犯罪被害給付制度とは

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負われた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害給付制度の歴史

昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件を契機として、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が、国会、マスコミ等で大きく論議され、また、通り魔殺人事件の被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等からも、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されました。

犯罪被害給付制度の拡充

犯罪被害者等基本法（平成16年12月法律第161号）及び犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、重傷病給付金に係る支給要件の緩和、支給対象期間の延長等を内容とする政令改正及び親族間犯罪に係る支給制限の緩和を内容とする規則改正が行われ、それぞれ平成18年4月1日から施行されています（平成18年4月1日以降に発生した犯罪行為について適用されます。）。

政令改正

○重傷病の要件の緩和

療養期間 1月以上 + 14日以上入院	⇒	療養期間 1月以上 + 3日以上入院 (精神疾患については 3日以上労務不能)
---------------------------	---	---

○重傷病給付金の支給対象期間の延長

犯罪行為による負傷等の日から起算して 3月間	⇒	犯罪行為による負傷等の日から起算して 1年間
------------------------	---	------------------------

規則改正

○親族間犯罪に係る支給制限の緩和

① 夫婦 ② 直系血族 ③ 三親等内の親族 ④ 同居の親族	不支給	① 夫婦※ ② 直系血族 ③ 兄弟姉妹	不支給
上記以外の親族	3分の1 減額支給	三親等内の親族 (兄弟姉妹を除く)	3分の2 減額支給
		上記以外の親族	3分の1 減額支給

※全部を支給しない場合の特例の改正

④ 夫側間における親族間犯罪の場合で、DV法に基づく保護命令が発出されているなど、犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは3分の2支給。

犯罪被害給付制度のご案内

○この制度は…

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図るものです。

◆犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付しています。この給付金は、損害の一部補填の要素を含む見舞金的な性格のものであります。

◆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

◆給付金の支給が受けられる被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

額（最高額～最低額）

1,573万円～320万円

○支給を受けられる人

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
 - 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - 2に該当しない被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
※ 例～亡くなった被害者に①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第一順位となります。

○被害者が死亡前に療養を要した場合

その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分を加算し、給付されます。

重傷病給付金

額

負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分

○支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人

障害給付金

額（最高額～最低額）

1,849万2千円～18万円

○支給を受けられる人

障害が残った被害者本人

○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、法令に定める程度の障害です。（障害等級：第1級～第14級）

給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

給付金の算定方法

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

「仮給付金」の支給

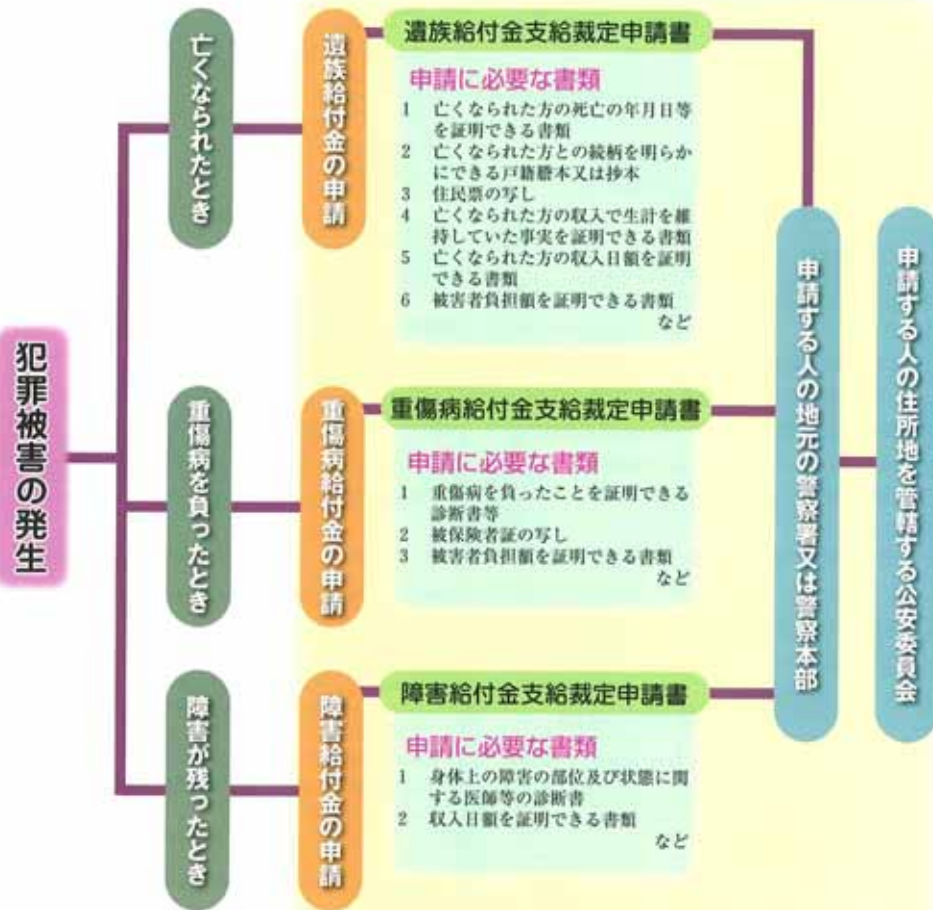
犯人が不明である場合や、治療が長期間に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付金を支給しています。

給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

給付の流れ

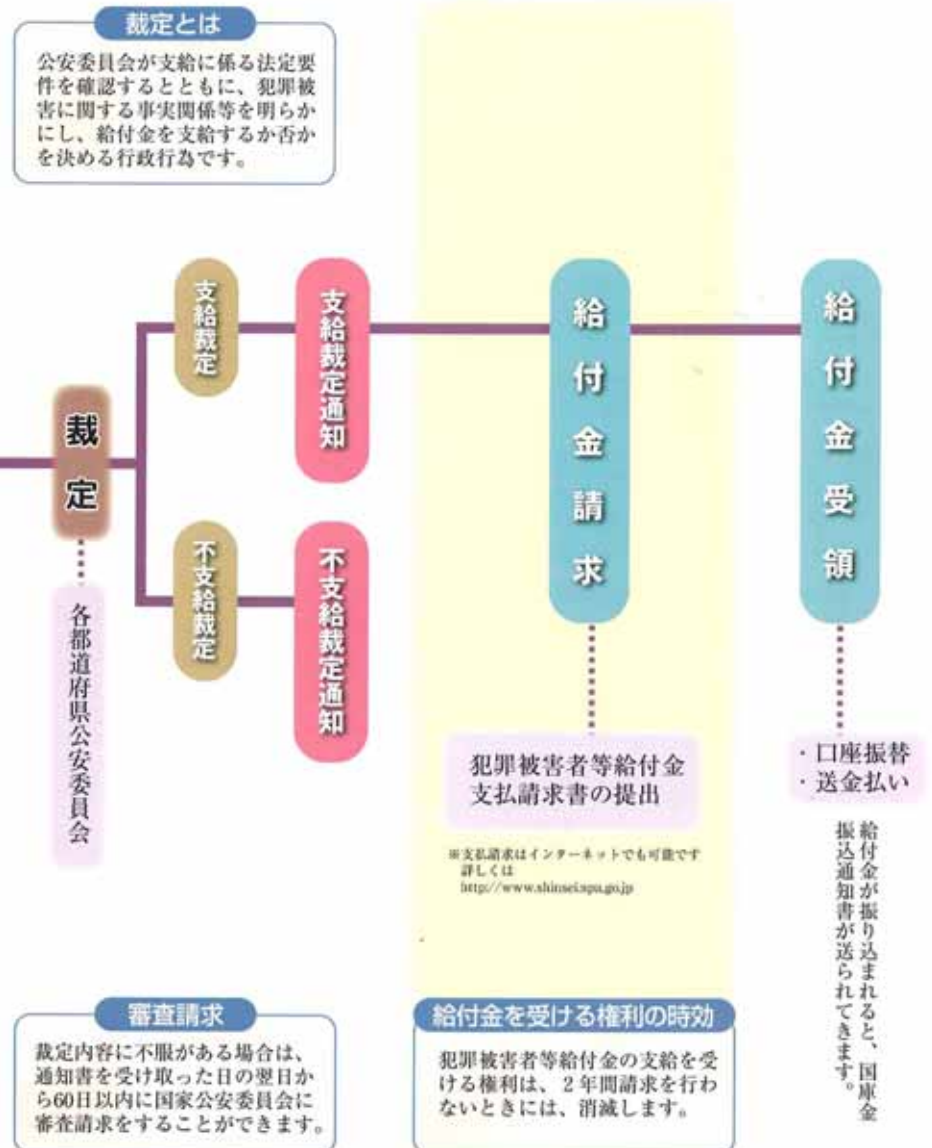
申請の手続



申請の期限

犯罪被害者等給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。

給付金の請求手続



給付制度Q&A

Q 故意の犯罪行為であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

A 犯罪による被害でも次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されることがあります。

- 被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 犯罪被害について、被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないとき認められるとき

Q 社員が工作中に犯罪被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

A 労働者災害補償保険法その他の法令により公的な補償が行われる場合に、その補償額が給付金の額を上回るときは、給付金は支給されません。

Q 加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A 犯罪被害を原因として被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

※ なお、損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書類を公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び被害者との続柄
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 損害賠償を受けた年月日
- 受領した損害賠償額及びその内訳

Q 交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、通常、過失によって発生する交通事故の被害には、給付金は支給されません。
なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服することができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか？

A 申請者の住所地を管轄する公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聞き取りを行う場合もあります。

Q 障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

A 障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同じ第1級から第14級までをいいます。
(なお、法令で定められている障害等級は最終ページを参照してください。)

Q 給付金の支給申請手続きはどのようなものですか。

A それぞれ給付金の種別ごとの申請書に必要な事項を記載の上、下記の書類を添付し住所地を管轄する公安委員会に提出していただくこととなります。詳しくは各都道府県の警察本部又はお近くの警察署にお問い合わせください。

〔添付書類〕

- 遺族給付金 死亡診断書、戸籍謄本、給与証明書、その他必要な書類等
- 重傷病給付金 診断書、医療費領収書、その他必要な書類等
- 障害給付金 診断書、給与証明書、その他必要な書類等

お問い合わせ先一覧

都道府県名	担当課(室)	電話番号(代表)
北海道警察本部	警務課	011-251-0110
青森県警察本部	広報相談課	017-723-4211
岩手県警察本部	県民課	019-653-0110
宮城県警察本部	警務課	022-221-7171
秋田県警察本部	警務課	018-863-1111
山形県警察本部	警務課	023-626-0110
福島県警察本部	総合相談課	024-522-2151
警視庁	企画課	03-3581-4321
茨城県警察本部	警務課	029-301-0110
栃木県警察本部	警務課	028-621-0110
群馬県警察本部	警務課	027-243-0110
埼玉県警察本部	警務課	048-832-0110
千葉県警察本部	警務課	043-227-9131
神奈川県警察本部	警務課	045-211-1212
新潟県警察本部	警務課	025-285-0110
山梨県警察本部	警務課	055-235-2121
長野県警察本部	警務課	026-233-0110
静岡県警察本部	警察県民センター	054-271-0110
富山県警察本部	警務課	076-441-2211
石川県警察本部	県民支援相談課	076-225-0110
福井県警察本部	警務課	0776-22-2880
岐阜県警察本部	広報県民課	058-271-2424
愛知県警察本部	住民サービス課	052-951-1611

三重県警察本部	広聴広報課	059-222-0110
滋賀県警察本部	警察県民センター	077-522-1231
京都府警察本部	警務課	075-451-9111
大阪府警察本部	府民応接センター	06-6943-1234
兵庫県警察本部	警務課	078-341-7441
奈良県警察本部	県民サービス課	0742-23-0110
和歌山県警察本部	警察相談課	073-423-0110
鳥取県警察本部	警察県民課	0857-23-0110
島根県警察本部	県民相談課	0852-26-0110
岡山県警察本部	県民応接課	086-234-0110
広島県警察本部	警察安全相談課	082-228-0110
山口県警察本部	警察県民課	083-933-0110
徳島県警察本部	警務課	088-622-3101
香川県警察本部	企画課	087-833-0110
愛媛県警察本部	警務課	089-934-0110
高知県警察本部	警務課	088-826-0110
福岡県警察本部	警察安全相談課	092-641-4141
佐賀県警察本部	警務課	0952-24-1111
長崎県警察本部	警務課	095-820-0110
熊本県警察本部	広報県民課	096-381-0110
大分県警察本部	広報課	097-536-2131
宮崎県警察本部	警務課	0985-31-0110
鹿児島県警察本部	警務課	099-206-0110
沖縄県警察本部	広報相談課	098-862-0110